

<祈りのために>

「主の霊がわたしの上におられる。貧しい人に福音を告げ知らせるために、主がわたしに油を注がれたからである。主がわたしを遣わされたのは、捕らわれている人に解放を、目の見えない人に視力の回復を告げ、圧迫されている人を自由にし、主の恵みの年を告げるためである。」
(ルカによる福音書4章18節)

イエスはナザレで安息日に会堂に入り、イザヤ書の一箇所を朗読されて、「この聖書の言葉は、今日、あなたがたが耳にしたとき、実現した」(21節)と言われました。実際イエスのみわざはこの預言の成就を表して行きます。イエスによって「神の国が近づいた」のです。福音書はイエスの言葉や奇跡を記していますが、イエスが当時の政治状況をどう認識しておられたのかについてはあまり見当たりません。思い浮かぶのは、「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」とイエスがお答えになったこと、総督ピラトに問われた時、「わたしの国はこの世のものではない」とお答えになったことです。イエスにとってはこの世の政治が王制であろうが共和制であろうが、人が罪に捕らわれている限り、サタンの支配下にあることに変わりはなく、人々がイエスのみわざとみことばによって、サタン支配から解放され、神の国(支配)がイエスによって既に来ていることを信じるよう、求めたのです。イエスの十字架の死によって罪が赦され、罪の報酬である死も、イエスの復活によって打ち破られました。こうして神と人とを隔てていた罪が完全に取り除かれ、人と人との間にも真の平和の道が拓かれました。聖霊によって、このイエスを神の子・救い主と信じる者が起こされ、新しい神の民・教会が誕生したのです。私たちは和解の使者です。福音は時代や国の違いを超えて普遍的な真理であり、聖霊によって、今なお世界中に宣教され続けています。日本キリスト教会の使命は、時が良くても悪くても日本にこの福音を宣教しながら、主の体なる教会を立てて行くことです。私たちは常にこの原点に立ち続けて、終わりの日の完成へと歩み続ける神の民でありたいと願います。真の神を知らず、偶像の溢れかえる日本、神を畏れない首相、天皇の神格化を図り、国体の復活を目論む勢力、過去の戦争を侵略と認め、悔い改めて他国と平和に共存する道を模索しようとする政権。福音宣教はこのような絶望的なサタンの支配から人間を自由にする営みですから、罪との避け難い闘いが伴うのです。しかし、復活された主イエスは既に世に勝利されているのですから、教会は堅固なのです。
(祈り)

「恐れることはない。わたしである」と啓示したまう主よ、あなたは今も聖霊において共にいます。私たちはあなたのものです。どうか、私たちを束縛から解放し、教会に知恵と力をお与えください。あなたの御心が、地にも行われますように。 糸 広国(大和教会牧師)

<ヤスクニ問題とわたし>

吉田邦子 （北見教会長老）

末の弟が誕生した 1944 年 7 月 16 日、18 歳の長兄は「靖國」と名付けるよう熱心に頼みましました。願いは聞かれず、「紘」と決まりました。長兄から末弟までの 8 人は知己、政民、義和、達雄、邦子、敏朗、美智子、紘で、それぞれの意義を聞かされましたが、私が覚えている唯一つは、次兄政民（1928 年 3 月誕生）の名は第一回普通選挙法が施行され喜びを表す、ということでした。

そんなことを最近思い出していたのは、2015 年 5 月の閣議決定に続き国会での民主的な手続き無視の上、数と腕力の横暴で 2017 年 3 月 29 日に施行された“安保関連法”に対し、各地で違憲訴訟が起きているからでした。北見では、2017 年憲法記念日に、北見から憲法を考える会主催の第 32 回「日本国憲法を読む 103 人の集い」開会挨拶で、顧問（弁護士）が「安保関連法違憲道東訴訟弁護団」を近々組織する旨報告しました。後日訴訟説明会が持たれて私も原告に登録し、道東地区弁護団（3 弁護士会帯広、釧路、北見）の原告は合計 170 名になりました。

2017 年 5 月 26 日、弁護団は国に対する訴状「安保関連法違憲国家賠償請求事件」を釧路地方裁判所に提出しました。第一回口頭弁論期日が 11 月 29 日 14 時 30 分・釧路地方裁判所で、と指定され、冬季の天候気掛かりな往復 6 時間、北見から弁護士 2 名、憲法を考える会代表、意見陳述者（吉田）の 4 名が参加しました。

各弁護士会一名、10 分間の朗読、と限定の提出済み意見書に沿っての陳述では、言い尽くせない歯がゆさを感じましたが、原告代理人の一人、東京の伊藤真弁護士（安保法制違憲訴訟の会共同代表）による陳述は明快で説得力があり、私たちの欠けも補われたと感じました。国はこの訴訟を不適切とし、第 2 回公判は 2018 年 3 月 2 日となりました。

私の意見書「いつでも、どこでも、どんな時でも、平和志向でありたい」の原点は、誕生した子を抱きしめた時の親としての責任感でした。陳述は人生を振り返る良い機会となりました。5 世代は 1897 年（父誕生・愛媛）、1936 年（自身誕生・樺太）、'41 年 12 月、'45 年 7 月 20 日（3 兄の死・福井）と敗戦、'57 年（受洗・高知）、'59 年（就職・北海道）、'60 自身に家族誕生、等。2 人の兄（誕生・北海道）以外は樺太生れで、3 兄までは樺太豊原中学校で軍国教育に洗脳されていました。次兄は中学生の 15 歳で予科練に入隊し、2 年後、兄たちは父を非国民だと責め、中学 1 年の 3 兄義和を予科練に志願させました。入隊途次、鯖江市付近で列車から転落死し、父が白い包みを胸に帰宅しました。敗戦は間近で、家族には悔恨が付きまとい、挙句樺太抑留 2 年目 1947 年 6 月、無一物で北海道佐呂間へ引き揚げました。

弟を死なせた靖國信奉者長兄は、道内の炭鉱病院で現場労働者の過酷な状況に遭遇し、目から鱗が落ちたようになりました。今も健康な 91 歳の現役は、父祖の地で平和運動の先頭にあります。私はこの兄から多くを学びました。

父も母も、戦時為政者への憤りを忘れずに故郷の教会で召されました。

東京中会靖国神社問題特別委員会の取り組みから

報告 上山修平（横浜海岸教会牧師）

東京中会で2017年度に当委員会が開催した2つの学習会の内容を、2018年3月の定期中会に提出する当委員会の報告文に記された「まとめと展望」（木村治男委員長作成）から抜粋紹介します。

●第1回学習会 テーマ「過ちを繰り返さないために ―治安維持法に酷似した共謀罪法案 教会はどう取り組むか―」 2017年8月11日（金）横浜海岸教会 講師：櫻井みぎわ（弁護士、クリスチャン）参加者69名（24教会）

2015年、参院選で与党勢力3分の2以上獲得の余勢を受け、政府与党は昨年2016年6月に、いわゆる「共謀罪法案」を委員会採決を省略して強権的に可決、成立させた。よって、第1回学習会はこのことを取り上げ、戦前の治安維持法に酷似した結果をもたらしかねない当法案の理解を深めることにした。犯罪の実行がなくても合意・計画だけで犯罪成立となるこの法案は、拡大解釈・拡大適用によって政府に批判的な団体・市民に対する取り締まりの根拠法としても用いられかねない危険性を持っている。この問題に関して、教会はかつて歴史の中で経験したことを踏まえ、二度と同じことが繰り返されないように、神学的な考察を深めつつ取り組んで行かなければならないことを学んだ。

●第2回学習会 テーマ「『信教の自由・政教分離・基本的人権』に危機が迫っている」 2017年12月1日（金）蒲田御園教会 講師：野木虔一（前鶴見教会牧師）参加者55名（20教会）

首相による声高な憲法改正発言の強まりの中で、9条のみならず20条にも及ぶ改正（悪）が目指されている自民党改正草案には「信教の自由・政教分離・基本的人権」の危機を覚えさせられる。よって、改めて教会の福音宣教の地盤そのものを確かにしようと思い、第2回学習会を昨年12月に行った。自民党改正草案は、根本的に「人権意識」に乏しく、「国」あつての「国民」であり、国民主権が軽視されている。このような状況にあつて、「信教の自由」が守られるために教会が取り組むことは、他の市民的自由が守られることにも連帯する行動であり、国が基本的人権を守る責任を果たすことに寄与することでもある。また、日本においては、人々が「社会的儀礼又は習俗的行為」等の日本的宗教意識の雑居性に取り込まれないためには、「政教分離」がしっかり守られる国となることが大事であり、「教会（宗教団体）と国家の分離」原則を堅守するように、教会が国に求め続けることこそが「教会と国家の健全な関係」を保つために必要であるとの学びをなした。

★第3回靖国神社問題学習会のご案内 日時：2018年2月23日（金）午後2時～4時 会場：南浦和教会 テーマ「どう取り組む、これからのヤスクニ」 講師：登家勝也先生（横浜長老教会牧師）「これまでの取り組みの意味」 大石周平先生（府中中河原伝道所牧師）「これからの取り組み方」 *日本キリスト教会がヤスクニ問題に取り組み出してちょうど半世紀を超えた今、これからどう取り組んで行けばいいのかを考えます。

<ヤスクニ関連ニュース>

○ 当委員会では、安倍首相の伊勢神宮参拝に対する抗議声明を、委員長名で1月6日に以下のように出しました。

伊勢神宮参拝に対する抗議声明

貴職は、1月4日に伊勢神宮を参拝しましたが、これは信教の自由を保障する憲法第20条への明白な違反であり、嚴重に抗議します。

貴職は、これまでも首相として神社参拝した折に「自分の個人の信教の自由」とか「国民の代表として当然」だとか弁明してきましたが、なぜ憲法第20条3項で、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と規定されているのかを考えたことがありますか。首相という公人がその権限を行使して特定の宗教施設で宗教行為を行うことは、多様な宗教を有する人々の信教の自由への直接的な侵害となるからです。それはたんなる「不快感」では済まされず、納税者に対して、また主権者である国民に対する背信行為にほかなりません。

また、貴職は参拝後に記者会見を行い、憲法改正の議論を深めたいとの発言を行いました。たとえそのような願望を抱いていたとしても、現憲法を守らないでよいということにはなりません。貴職は、現憲法の下で現職にあることを許されているのであり、あくまでも現憲法を遵守し擁護する義務（第99条）を負っている立場であることを断じて忘れてはなりません。まして、このような憲法違反行為を既成事実化し、自分の願う方向へと宗教を政治利用するのは、確信犯的な国家神道復活主義か狡猾な大衆操作であり、いずれにしても自由と民主主義とに反する不健全な政治であります。参拝後会見で「国を守る」と国民の危機意識を煽る前に、まず貴職自身が「憲法を守る」ことこそが優先的義務ではないですか。

わたしたちは、イエス・キリストの父なる神のみを世界と歴史の主と信じるキリスト者としての信仰と、何が正義と公正であるかをすべての人々と共有すべき良心とにもとづいて、貴職の信教の自由の侵害に抗議し、政教分離原則を徹底して守るよう要請します。以上。

○ 安倍首相靖国参拝違憲訴訟において、最高裁第二小法廷は上告棄却（および上告不受理）という不当な決定を下しました（2017, 12, 20）。これに対し訴訟団は、「憲法20条に明確に禁止されている国家機関（内閣総理大臣）による宗教活動であることは明らかである。本件参拝は原告（控訴人）らの内心の自由形成の権利・回顧祭祀に関する自己決定権などを侵害するのみならず、平和的生存権を犯している・・・、けっして「人が神社に参拝する行為」一般に解消できるものではない・・・」との抗議声明を発表しました（12月22日）。

（編集後記） 政権に付度した最高裁の決定内容もさながらあたかも靖国参拝が「合憲」とされたかのようなマスコミの報道にも危惧を覚えます。偏狭なナショナリズムに絡め取られない、蛇のような賢さを。（K生）

757号ヤスクニ通信 2018年2月11日
発行 日本キリスト教会
靖国神社問題特別委員会
発行人 古賀清敬 編集 桑広国
発行 桑広国（大和教会）
〒242-0021 神奈川県大和市中中央
7-1-22 TEL&FAX 046-261-3957